## 参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年 5月 8日

和寒町長 奥 山 盛

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 和寒町一円
- 協議の結果を取りまとめた年月日
  平成29年 4月28日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
  - 〇 経営体数

法人9経営体個人191経営体集落営農(任意組織)0経営体

- 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない
- 5. 農地中間管理機構の活用方針 農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農業委員会と調整のうえ、農地中間管理機構の活用を図る。
- 6. 地域農業の将来のあり方

農地の出し手となる農業者の意向を把握しながら、農業委員会及び農用地利用改善組合と協議のうえ、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。